②　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出動可能な体制と、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に初期の現地対応が可能な体制を工事完成までに有すること。なお、初期の現地対応とは、かご内の閉じ込めなど利用者の救出を目的とした対応をいう。

③　保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。

④　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。

⑤　保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。

⑥　保守管理会社は、工事完成までに、当機構東日本地区における平成25・26年度の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の資格を有する者であること。

⑰　保守管理会社は、保守管理業務仕様書で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。なお、保守管理業務仕様書で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。

①　現場責任者　昇降機の点検実務経験を15年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

②　現場担当者　昇降機の点検実務経験を10年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更にその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

⑱　エレベーターの保守管理業務に係る確認書の提出及び協定書の締結　工事完了後のエレベーターの保守管理業務の確実な実施を担保するため、申請書の提出時に「エレベーターの保守管理業務に係る確認書」及び「エレベーター保守管理業務関係申告書」の提出並びに工事完了時までに「協定書」の締結を行うものとする。

なお、保守管理会社が複数いる場合は、それぞれ保守管理会社毎に提出及び締結を行うものとする。

また、エレベーターの供用開始日が複数ある場合には、供用開始日毎に「協定書」の締結を行うものとする。

⑲　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⑱をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑳　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記３⑶の資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）

なお、下記３⑶の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　技術交渉　本工事は入札に先立ち１次審査（競争参加資格審査及び技術審査）及び２次審査の二段階の審査を実施する。２次審査においては、ＶＥ提案書と価格提案書の提出を求め、提出された提案書を中心に全ての競争参加者と技術交渉を実施する。競争参加者は交渉を踏まえた最終の価格提案書を提出し、原則として、入札価格は最終の価格提案書の総額以下の金額でなければならない。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理チーム　電話03―5323―2800

⑵　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、別添のＦＡＸ専用の申込書（末尾に添付）を下記の期間に送付し、申し込むこと。

※　設計図面等の交付方法を、下記①、②から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

①　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

②　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

（ただし、どちらの場合も宅配便着払いにて送付するので、送料は交付申込者の負担とする。）

総務部首都圏入札チームにてＦＡＸ受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、ＦＡＸ受領後、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、総務部首都圏入札チームに電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記②の設計図面を紙による有償交付を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間、申込先、送信先、問合先】

受付期間　平成25年６月24日（月）から平成25年７月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで

申込先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

送信先　ＦＡＸ03―5323―4785（注　総務部首都圏入札チームのＦＡＸ番号）

問合先　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム　ＴＥＬ03―5323―2591

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法

◎単独企業にて参加申請を行う場合　申請書は、紙により提出することとし、あらかじめ前日までに提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

◎特定建設工事共同企業体により参加申請を行う場合　共同請負入札参加資格審査申請書等について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。なお、申請書等は、紙により提出することとし、あらかじめ前日までに提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

上記以外の申請書及び資料についての提出方法は、上記単独企業にて参加申請を行う場合と同じ。

提出期間

◎単独企業にて参加申請を行う場合　申請書及び資料は、平成25年６月25日（火）から平成25年７月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）までとする。